

千葉市公告第 2 5 3 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第 1 項の規定による
登録建築物エネルギー消費性能判定機関への
建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 8 条の規定により、公告する。

平成 2 9 年 4 月 1 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
平成 2 9 年 4 月 1 日